

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年十一月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月二十七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 蓮田鴻巣線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
蓮田市東五丁目三九四六番二地先か ら同市五丁目三九五九番五地先まで		区 間
一 二 一 ・ 〇 〇	六・九〇〇 六・九二	敷地の幅員 (メートル)
一九五・〇〇		延長 (メートル)
		備 考